

# 岐阜県公報

号 外 (二) 平 成 十 九 年 十 月 十 七 日

## 目 次

人事委員会規則

○岐阜県職員の留学費用の償還に関する条例施行規則

(人事委員会)

ページ  
一

## 人事委員会規則

岐阜県職員の留学費用の償還に関する条例施行規則をここに公布する。

平成十九年十月十七日

岐阜県人事委員会

委員長 廣 瀬 英 二

岐阜県人事委員会規則第十八号

## 岐阜県職員の留学費用の償還に関する条例施行規則

### (趣旨)

第一条 この規則は、岐阜県職員の留学費用の償還に関する条例（平成十九年岐阜県条例第四十四号。以下「条例」という。）の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

### (留学)

第二条 条例第二条第二項の人事委員会規則で定める研修（以下「留学」という。）は、次に掲げる要件のいずれにも該当するものとして人事委員会が別に定める研修とする。

一 公務外においても有用な知識、技能等の修得が可能なものであること。

二 県が必要な費用を支出するものであること。

三 条例第二条第二項に規定する職員の同意があらかじめ書面により行われるものであること。

### (留学費用)

第三条 条例第二条第三項の人事委員会規則で定める費用（以下「留学費用」という。）は、次に掲げる費用とする。

一 岐阜県職員等旅費条例（昭和三十二年岐阜県条例第三十号）による旅費

二 留学に係る大学院等の課程（学校教育法（昭和二十二年法律第二十六号）に基づ

く大学の大学院の課程（同法第六十八条の二第四項第二号の規定により大学院の課程に相当する教育を行うものとして認められたものを含む。）又はこれに相当する外国の大学（これに準ずる教育施設を含む。）の課程をいう。以下この条において同じ。）に在学して当該大学院等の課程を履修するために当該大学院等の課程を置く大学等（同法に基づく大学、外国の大学又はこれらに準ずる教育施設をいう。）に対して支払う費用

三 留学に係る大学院等の課程に在学して当該大学院等の課程を履修する上で必要な教育を受けるために当該教育を行う教育施設に対して支払う費用

（県又は国の事務又は事業と密接な関連を有する法人）

第四条 条例第二条第四項の人事委員会規則で定める法人は、次に掲げる法人とする。

一 公庫の予算及び決算に関する法律（昭和二十六年法律第九十九号）第一条に規定する公庫

二 独立行政法人通則法（平成十一年法律第百三十三号）第二条第一項に規定する独立行政法人（同条第二項に規定する特定独立行政法人を除く。）

三 国立大学法人法（平成十五年法律第百十二号）第二条第一項に規定する国立大学法人及び同条第三項に規定する大学共同利用機関法人

四 地方独立行政法人法（平成十五年法律第百十八号）第五十五条に規定する一般地方独立行政法人

五 岐阜県公益法人等への職員の派遣等に関する条例（平成十三年岐阜県条例第四十二号）第六条第一項に規定する特定法人

六 前各号に掲げるもののほか人事委員会が別に定める法人  
（留学を命ずる職員に対して明示すべき事項）

第五条 任命権者は、留学の実施について職員の同意を得るに当たっては、当該職員に当該留学が条例第二条第二項に規定するものである旨を明示しなければならない。

2 任命権者は、職員に留学を命ずるに当たっては、当該職員に当該留学の期間を明示しなければならない。留学を命じた後に当該留学の期間を変更する場合も、同様とする。

（条例第三条第一項に該当する者に対する通知）

第六条 任命権者は、条例第三条第一項の規定に該当する者に対し、速やかに、留学の名称及び期間、留学のために県が支出した留学費用の総額、同項の規定により償還しなければならない金額その他必要な事項を書面により通知するものとする。

（条例第三条第一項第二号の人事委員会規則で定める率）

第七条 条例第三条第一項第二号の人事委員会規則で定める率は、六十月から同号の職員としての在職期間の月数を控除した月数を六十月で除して得た率とする。

2 前項の職員としての在職期間の月数の計算については、次の各号に定めるところによる。

一 月により期間を計算する場合は、民法（明治二十九年法律第八十九号）第四百四十条に定めるところによる。

二 一月に満たない期間が二以上ある場合は、これらの期間を合算するものとし、これらの期間の計算については、三十日をもって一月とする。

（職員としての在職期間に含まれる休職の期間）

第八条 条例第三条第三項第一号の人事委員会規則で定める休職の期間は、次に掲げる期間とする。

一 公務上負傷し、若しくは疾病にかかり、又は通勤（地方公務員災害補償法（昭和四十二年法律第百二十一号）第二条第二項及び第三項に規定する通勤をいう。）により負傷し、若しくは疾病にかかり、地方公務員法（昭和二十五年法律第二百六十一号）第二十八条第二項第一号に掲げる事由に該当して休職にされた場合における当該休職の期間

二 岐阜県職員の分限に関する条例（昭和二十六年岐阜県条例第二十三号）第二条に規定する事由に該当して休職にされた場合における当該休職の期間

2 前項第一号の規定の適用については、外国の地方公共団体の機関等に派遣される職員の処遇等に関する条例（昭和六十三年岐阜県条例第五号）第三条に規定する派遣職員（次条第一号において「外国派遣職員」という。）の派遣先の機関の業務（当該業務に係る地方公務員災害補償法第二条第二項及び第三項に規定する通勤を含む。次条第一号において同じ。）又は岐阜県公益法人等への職員の派遣等に関する条例第二条第一項の規定により派遣された職員（次条第一号において「公益法人等派遣職員」という。）の派遣先団体の業務（当該業務に係る労働者災害補償保険法（昭和二十二年法律第五十号）第七条第二項及び第三項に規定する通勤（当該業務に係る就業の場所を地方公務員災害補償法第二条第二項第一号及び第二号に規定する勤務場所とみなした場合に同項及び同条第三項に規定する通勤に該当するものに限る。）を含む。次条第一号において同じ。）を公務とみなす。

（条例第三条第一項の規定が適用されない場合）

第九条 条例第四条第四号の人事委員会規則で定める場合は、次に掲げる場合とする。

一 外国派遣職員又は公益法人等派遣職員が、外国派遣職員の派遣先の機関の業務又は公益法人等派遣職員の派遣先団体の業務を公務とみなした場合に条例第四条第一号に該当する場合

二 前号に掲げる場合のほか、条例第四条第一号から第三号までに掲げる場合に準ずる場合として人事委員会が別に定める場合

第十条 条例第四条第六号の人事委員会規則で定める場合は、組織の改廃に伴い法令の規定により特別職地方公務員等（条例第二条第四項の特別職地方公務員等をいう。以下同じ。）となるため離職した場合とする。

（特別職地方公務員等となつた者に関する特例）

第十一条 条例第五条第一項及び第二項の規定により読み替えて適用する条例第三条第三項の人事委員会規則で定める期間は、次に掲げる期間とする。

一 国家公務員法（昭和二十二年法律第二十号）第七十九条若しくは地方公務員法第二十八条第二項の規定若しくは同法第二十七条第二項の規定に基づく条例の規定又は岐阜県公益法人等への職員の派遣等に関する条例第二条第一項に規定する公益法人等若しくは同条例第六条に規定する特定法人に使用される者に係る労働協約、就業規則その他これらに準ずるもの（以下「団体の就業規則等」という。）の定めによる休職の期間（次に掲げる期間を除く。）

イ 公務上若しくは業務上負傷し、若しくは疾病にかかり、又は通勤（国家公務員災害補償法（昭和二十六年法律第九十一号）他の法律において準用し、又は例による場合を含む。）の適用を受ける者にあつては同法第一条の二に規定する通勤、地方公務員災害補償法の適用を受ける者にあつては同法第二条第二項及び第三項に規定する通勤、労働者災害補償保険法の適用を受ける者にあつては同法第七条第二項及び第三項に規定する通勤をいう。次条第一号において同じ。）により負傷し、若しくは疾病にかかり、地方公務員法第二十八条第二項第一号に掲げる事由に相当する事由に該当して休職にされた場合における当該休職の期間

ロ 人事院規則一一四（職員の身分保障）第三条第一項第一号、第二号、第四号若しくは第五号又は第二項に規定する事由に相当する事由に該当して休職にされた場合における当該休職の期間

八 団体の就業規則等の定めるところにより外国政府の機関、外国の地方公共団体の機関その他これらに準ずる機関の要請に応じ、これらの機関の業務に従事する

ために休職にされた場合における当該休職の期間

二 国家公務員法第八十二条若しくは地方公務員法第二十九条の規定又は団体の就業規則等の定めによる停職の期間（団体の就業規則等の定めるところにより制裁として出勤を停止された期間を含む。）

三 国家公務員法第八十一条の六第一項ただし書若しくは地方公務員法第五十五条の二第一項ただし書の規定により職員団体の業務に専ら従事した期間又は団体の就業規則等の定めにより労働組合の業務に専ら従事した期間

四 国家公務員の育児休業等に関する法律（平成三年法律第九号）第三条第一項、地方公務員の育児休業等に関する法律（平成三年法律第十号）第二条第一項又は育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律（平成三年法律第七十六号）第五条第一項の規定による育児休業をした期間

五 前各号に掲げる場合に準ずる期間として人事委員会が別に定める期間

第十二条 条例第五条第二項の規定により読み替えて適用する条例第四条の各号列記以外の部分の人事委員会規則で定める場合は、次に掲げる場合とする。

一 公務上若しくは業務上負傷し、若しくは疾病にかかり、又は通勤により負傷し、若しくは疾病にかかり、次に掲げる場合に該当することとなつた場合

イ 国家公務員法第七十八条第二号又は地方公務員法第二十八条第一項第二号に掲げる事由に該当して免職された場合

ロ 団体の就業規則等において定めるところにより心身の故障のため解雇された場合

二 国家公務員法第七十八条第四号又は地方公務員法第二十八条第一項第四号に掲げる事由に該当して免職された場合

三 国家公務員法第八十一条の二第一項の規定により退職した場合（同法第八十一条の三第一項の期限又は同条第二項の規定により延長された期限の到来により退職した場合を含む。）、地方公務員法第二十八条の二第一項の規定により退職した場合（同法第二十八条の三第一項の期限又は同条第二項の規定により延長された期限の到来により退職した場合を含む。）又は団体の就業規則等において定める定年に達したことにより退職した場合

四 任期を定めて採用された特別職地方公務員等が、当該任期が満了したことにより退職した場合

五 前各号に掲げる場合に準ずる場合として人事委員会が別に定める場合

## (報告)

第十三条 任命権者は、毎年五月末日までに、前年の四月一日に始まる年度内において実施した留学の名称及び当該留学を命ぜられた職員の数並びにかつて留学を命ぜられた職員のうち、当該年度内において離職（条例第五条第二項の規定により離職とみなされる場合を含み、条例第四条第五号又は第六号に該当して離職した場合を除く。）又は死亡した者の留学及び留学費用の償還に関する状況その他必要な事項を人事委員会に報告しなければならない。

## (雑則)

第十四条 この規則に定めるもののほか、職員の留学費用の償還に関し必要な事項は、人事委員会が定める。

## 附 則

この規則は、公布の日から施行する。

平成十九年十月十七日印刷  
平成十九年十月十七日発行

発行者  
発行所

岐阜市藪田南二丁目一番一号  
岐阜県庁

印刷者 岐阜市三輪ふりとびあ十三一 飯尾文芸社  
印刷所 岐阜市三輪ふりとびあ十三一  
定価 一か年 四八、〇〇〇円（送料共（消費税二、二八六円を含む。）